

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第113号 平成22(2010)年1月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

2010年の年頭にあたって

古田史学の会・東海

会長 竹内 強

新年あけましておめでとうございます。

今年は干支でいえば庚寅^{かのえとら}、六十干支でいえば二十七番目にあたります。「庚」十干の七番目、「金の兄」。陰陽五行で「金」性の「陽」に当たります。金は金属や鉄で、「庚」は、斧や刀など大きくて硬い金属を象徴するそうです。「庚」の字は更^{あらたまる}で、草木の成長が行き詰まり、新たな形に変化しようとする状態を表しているそうです。又、「寅」の字は「動く」意味で、春が来て草木が発生する状態を表しているそうです。

「庚寅」の年とは、新しく変化が生まれる年と言うことになります。古代史学界でも何か新たな動きのある年になる予感がします。

昨年暮れ2冊の本と出会いました。1冊目は『異説 壬申の乱』（榊原康彦著、彩流社）です。これは、古田武彦著『壬申の大乱』を紹介し、これに疑問を投げかけています。最近、古田氏に対して正面から批判する文章がなかっただけに逆に新鮮さを覚えました。もう1冊は「中国研究者からみた『邪馬台国』」（同成社）です。この本は古田氏の「邪馬壹国論」について論評していましたが、残念ながらこれまでの日本の学者繰り返した批判の焼き直しでした。しかし、邪馬台国をテーマにした論文で古田氏を取り上げた書物は久々に読んだ感があります。

多くの古代史学者が古田説を無視していた中で新たな動きではないかと思えます。

昨年の大晦日、個人的に古田武彦氏とお会いする機会を持つ事ができました。先生はお元気で、待ち合わせをした阪急東向日駅の駅前まで、雪がちらつく寒い中を自転車でやってこられました。一時間ほどの時間でしたが、柿本人麻呂論について熱く語られました。二回り若い私が、先生から元気をいただいた気がしました。そのときの話の内容は、昨年12月に発売された『701-柿本人麻呂の歌に隠された九州王朝-』（DVD版）に詳しく紹介されているようです。又、ミネルヴァ書房から『邪馬台国はなかった』が1月末に発売（ミネルヴァ書房に確認。）されます。また、

『失われた九州王朝』・『盗まれた神話』等が順次発売になります。次々と展開する古田史学について行くのが大変です。

私は、個人的には今年が還暦となりひとつの区切りとなると思っています。去年は、長年働いていた仕事を辞して古田史学に専念しようとした矢先、2009年6月の「古田史学の会」総会の会場で倒れ、救急病院に運ばれ不整脈と診断されました。皆さんにご心配お掛けしましたがその後の検査の結果は順調で、一過性のものであろうと診断されました。手術の必要はないとのこと。この場を借りて報告させていただきます。

それでは最後に、今年が「古田史学の会・東海」にとっても、皆さんにとっても、おおきな飛躍の年になることを祈願します。

安本美典著『古代九州王朝はなかった』 を読んで

名古屋市 石田敬一

安本美典氏といえば、ご承知のとおり「天」に関係する地名が多く見られる福岡県朝倉地方を中心とした北九州地方の地名や位置関係が、大和地方を中心とした畿内のそれらと酷似しているので、邪馬台国東遷説を主張し、さらに邪馬台国は朝倉地方を中心として筑紫平野一帯に広がった諸国の連合であるとする邪馬台国九州説論者です。

今回は、安本美典著『古代九州王朝はなかったー古田武彦説の虚構ー』（昭和61年6月20日発行、新人物往来社刊）から、安本氏が主張する邪馬壹国否定説についてコメントします。

その著書の35ページから36ページにわたり、小見出しを「1 原文と古版本は違うー古田氏の統計的推論はまったくの誤りである」として、次のようにあります。

さて、私の方からみれば、古田氏の議論こそ、「史料の処理」法において、「危険な断崖」を筆先で飛び越えており、十二世紀以降の版本への「信仰告白」のようにみえる。以下に、そう思える理由を記そう。

古田氏の「邪馬壹(壹)国」論には、つぎの二つの柱があった。

(1) 臺(台)と壹(壹)との統計論。

(2) 臺(台)の字は神聖至高の文字論。

まず(1)の「臺と壹との統計論」をとりあげる。

古田氏は、いわゆる^{しょうき}紹熙本『三国志』のすべての「壹」および「臺」の字をぬきだして調査された。そして、つぎのようなことを示した。

(1) 『三国志』全体の中に「壹」は八六個、「臺」は五六個、合計一四二個あらわれる。

(2) 八六例の「壹」のうち、「魏志倭人伝」中の問題になっている「邪馬壹国」(一個)と卑弥呼のあとをついだ女王「壹与」(三個)とを除いた八二例において、「臺」の誤記と認定されるものは、一例もない。

(3) 五六個の「臺」のうち、「壹」の誤記と認定されるものは一例もない。

このような調査の結果にもとづき、古田氏は、魏に使をだした女王国の名が、「邪馬臺国」であったとするのは、「壹と臺は字形が似ているからあやまったであろう」という、まったく根拠のない憶測にもとづくもので、「邪馬壹国」にこそしたがうべきであるとする。

しかし、このような議論は、現代統計学の立場からは、まったくの誤りといえるものである。「壹」と「臺」とのどちらが、三世紀原本の姿を伝えているかについて、なんらの情報ももたらさない。統計学的には無意味な調査である。

以上『古代九州王朝はなかった』からの抜粋です。

私には古田武彦氏のこの調査が統計学的に無意味かどうかは、よくわかりませんが、古田武

彦氏は、『三国志』^{しょうき}紹熙本を調べて、「壹」と「臺」が混用されていないことを実証したのですから、この調査はたいへん有意義なものであると思います。

『三国志』紹熙本の記載では、「邪馬臺国」ではなく「邪馬壹国」が正しい表現であったと理解できます。さらに『三国志』紹興本を始め全ての版本についても調べられ、確かに全ての版本が「壹(一)」となっていることを確認しており、三世紀成立の陳寿の『三国志』には「邪馬壹国」と記載されていたとする古田武彦氏の主張は十二分に納得できます。大上段に統計学を持ち出すまでもなく実証の結果を素直に受け止めると、自ずから結論は、『三国志』には「邪馬壹国」と記述されていたということになるでしょう。

したがって、私は『三国志』では「邪馬壹国」であったことは疑いようがないと思います。

なお、この安本氏の著書が出版された1986年(昭和61年)の10年以上も前にすでに古田武彦氏は『三国志』紹熙本のみならず、全ての『三国志』の版本を調べて著書にし、一つも「邪馬臺国」と記述したものはなかったことを明らかにしていますので、安本氏のこの著書において、古田武彦氏が『三国志』紹熙本だけを実証したかのように記述されるのはいかなものかと思えます。

この実証結果では『三国志』版本はすべて「邪馬壹国」ないしは「邪馬一国」となっており、原本は「邪馬壹国」であったという結論は導き出せても、「邪馬臺国」であったという結論は導き出せません。

これに対して「邪馬臺国」を主張される多くの学者は、『三国志』以外の文献の記述には、「邪馬臺国」とあるから、『三国志』の原本は「邪馬壹国」ではなく「邪馬臺国」であったとする論を述べられています。

この安本氏の著書ではそうした論の例を掲げています。

安本氏の著書26ページには東大名譽教授であった歴史学者の井上光貞氏の『論争邪馬台国』(1980年3月発行、平凡社刊)から古田説を批判する著書の抜粋が紹介されています。内容を要約すると、

古田氏の論拠の根底には原文通りに読めという原文主義があるが、三世紀に書かれた『魏志』の原文は現存せず、一番古い版本は十二世紀であり、この間にはいくつもの逸文があり、とりわけ5世紀に成立した『後漢書』^{ごかんじょ}の范曄^{はんよう}は明らかに『三国志』を見て「邪馬臺国」と書いているはずなので、『三国志』には「邪馬臺国」と書いてあったととるのが素直である。

「邪馬壹国」が本当であるというのは古田氏の思い過ごしである。

(松本清張司会・江上波夫始め6名共著『論争邪馬台国』175~177頁、司会者の質問に対する回答の要約) というものです。

ここで井上氏が言っている「范曄は明らかに『三国志』を見ている」ということは時系列からいって私にも理解できます。ここまでは井上氏と私は同じ認識です。だからといって『三国志』には「邪馬臺国」と書いてあった」とするのはあまりにも論理が飛躍しているのではないかと思うのです。まったく素直だとは思えません。范曄^{はんよう}が『三国志』に「邪馬臺国」と書いてあったのを見たとするのは、想像の域を出ません。

『三国志』版本すべてに「邪馬壹(一)国」とあるのですから、むしろ『三国志』には「邪馬壹国」とあつたとするのが素直でしょう。范曄^{はんよう}は范曄が記述した五世紀の時点の名称に置き換えながら記述しています。「邪馬壹国」は范曄の時代の「邪馬臺国」にあたるので、新しい情報に置き換えて記述したと考えるほうが素直ではないでしょうか。

『三国志』原本には「邪馬臺国」となっていたと断定するには、よほどの根拠がないかぎり私には理解できません。

安本氏は、引き続きこの著書の28ページで駒澤大学名誉教授の三木太郎氏の『魏志倭人伝の世界』(昭和54年10月発行、吉川弘文館刊)を取り上げ紹介しています。

「原形『邪馬台(臺)』が、なぜ一世紀以降の倭人伝諸本に、『邪馬壹(壹)』と記されたのだろうか。

たしかなことはもちろん分からないし、また、そ

それを推定する作業は、書誌学の分野では意味があっても、歴史学の当面の課題ではない。

しかし、その変化が現れた時期は、ほぼ七世紀から十二世紀までの間であったことは推定できる。なぜなら、倭人伝の原本が五世紀に裴松之^{はいしやうし}によって注記されたさい、台(臺)が壺(壺)に変化したのなら、五世紀以降七世紀までの史書うち、倭人伝を直接参照した『後漢書』と『隋書』に壺(壺)の記載が表されるはずだからである。にもかかわらず、両書が台(臺)としていることは、七世紀『隋書』の編纂された時点では、倭人伝は『邪馬台(臺)』と記されていたことを、はっきりと物語る。

おそらく七世紀から一二世紀の間に、台(臺)→壺(壺)の誤写がおこったとみるのが常識的である。」

(『魏志倭人伝の世界』35・36頁)

三木氏が最初に「一二世紀以降の倭人伝諸本に、『邪馬壺(壺)』と記されたことはなぜかを推定する作業は、歴史学の当面の課題ではない」と言い切っているのには驚きを隠せません。なぜかという『邪馬壺国』は倭人伝諸本しかなく、『三国志』版本を紐解かなければ、歴史の疑問を解明できないのですから、歴史学の課題ではないと放棄してしまうのは歴史学の専門家とは思えない言動です。

その後続く「その変化が現れた時期は、ほぼ七世紀から十二世紀までの間であったことは推定できる。」とは何を根拠に言えるのかと思いきや、『後漢書』や『隋書』は倭人伝を参照にしたからというのが理由なのです。参照したものがどのようなものであったかは推測であるにもかかわらず、『隋書』の編纂された七世紀の時点では、倭人伝は『邪馬台(臺)』と記されていたと断定しているのは、三木氏の思いこみです。憶測です。しかもその理由が、明確な理由や根拠が無いときに使う御用学者の常套手段の“誤写”です。理論無しです。

これが歴史学の解明を誤らせてきた原因の一つであったと思いますので、いまだにそんな方法でまやかashiを行うことに哀しみを感じます。“誤写”が0%とは言いませんが、“誤写”が許されるのは版本のうちの1箇所とか2箇所が異なる

場合に当てはまるものではないでしょうか。

さらに、この安本氏の著書の29ページでは、立命館大学名誉教授の歴史学者である山尾幸久氏の『続・邪馬台国のすべて』(昭和52年4月発行、朝日新聞社刊)を紹介し補足しています。以下に抜粋します。

…(前略)…

ところが、『三国志』がまだ印刷されず、写本として流布していた時代につくられた各種の書物の版本には『壺』とするものが一つもない。四二五、六年ごろにできた范曄^{はんよ}の『後漢書』、六三六ごろにできた『隋書』(魏徵)、八〇一年ごろにできた『通典』(社佑)その他二、三の今日の版本は『壺』とするものが一つもなく、全部『臺』の字が印刷されている。

…(後略)…

(古田武彦始め7名共著『続・邪馬台国のすべて—ゼミナール—』102頁。山尾幸久著「倭人伝を読む」)

私は、そもそも対象としている文献が違っており、議論がずれていると思います。『三国志』にどう書かれていたかは『三国志』の版本でしかわからないでしょう。古田武彦氏は『三国志』の全ての版本に「壺」とあるから原本も「壺」であったと主張しているのに対し、三木氏や山尾氏の主張は、『後漢書』以降のその他の書物の版本には「臺」とあるから『三国志』原本も「臺」であったはずだという主張です。しかしながら、これらの三木氏や山尾氏の論には大きな問題点があります。

それは『後漢書』にも5世紀の原文があるわけではなく、現存するのは、やはり北宋(960年~1127年)時代の版本なのです。『三国志』の版本と同様のことなのです。従って『三国志』の原本から版本までには相当の時間が経過しているから原本には「臺」とあったものが「壺」に誤写されたという論法は説得力がありません。それをいうなら『後漢書』も原本がどうであったか、版本と同じかどうかかわからないということになってしまいます。ですから実証抜きの『三国志』の原本・版本論議は建設的な議論ではないと思います。そうした論議は意味がないでしょう。

前述したとおり『後漢書』の范曄ごかんじょは明らかに『三国志』を見て「邪馬臺国」と書いているはず。ここまでは井上氏等と私は同じ認識です。しかし、だから『三国志』には「邪馬臺国」と書いてあったと論理を飛躍するのは大いに疑問であり、これに関して古田武彦氏は、全ての『三国志』の版本を調べ、どれも「邪馬壹(一)国」であることを示しているとともに、『後漢書』の版本も調べて『後漢書』の場合はまた同じく全部「邪馬臺国」であることを示しています。この結果を素直に受け止めれば、『三国志』原本には「邪馬壹国」、『後漢書』原本には「邪馬臺国」とあったと見るのが素直でしょう。『三国志』版本だけが誤写で、『後漢書』版本は誤写じゃないというのは、論理的ではありません。それぞれの結果を尊重することが大切であり、それぞれ原本は版本どおりであったと理解するべきだと思います。

ちょっと長くなりますが、そのことをわかりやすく示した古田武彦氏が著述している『邪馬臺国の常識』(昭和49年11月1日発行、毎日新聞社刊)からの抜粋です。

まず一番はじめに申し上げることは、『三国志』には「邪馬壹國」と書いてあるということです。『三国志』の版本としましては全部「邪馬壹國」です。つまり南宋の紹熙年間(一一九〇～九四)にできた「紹熙本」と、紹興年間(一一三一～六二)にできた「紹興本」という二つの版本がありますが、初めにできた「紹興本」より、あとにできた「紹熙本」のほうが非常に正確であると私はいつているのですが、ともかくこの両方とも「邪馬壹國」である。その後、清朝の乾隆(一七三六～九五)のときにできた「武英殿本」とか、その他元本、明本など、どの版本も全部「邪馬壹國」である。中には「邪馬壹」の「壹」を「一」と書いた版本さえある。これは静嘉堂文庫所蔵の宋刊(明代嘉靖一五二二～六六=修・補刊)本や、「三国志補注」の底本たる明景(影)北宋本がそうです。ところがそのおびただしい版本の中のどれ一つとして「邪馬臺國」という表記の版本はない。これがまず第一に大切なところだと思います。

…(中略)…

これに対してもう一つ大事なことは、『後漢書』

の場合はまた同じく全部「邪馬臺国」であることです。これはやっぱり南宋の「紹興本」以下現代まで全部「邪馬臺国」で、「邪馬壹國」となった本は一例もありません。この事実も私は非常に注目しなければいけないことだと思います。

ここで整理して申し上げますと、この問題について三つの態度があると私は思うのです。といいますのは、第一に「邪馬壹國」の「壹」というのが正しい、そして「臺」はまちがいだ、という態度があります。それに対して、第二は逆に「壹」はまちがいだ、「臺」が正しいという態度。従来はみなこれですね。それに対して第三に両方とも正しい、という態度があるわけです。

…(中略)…

そして従来の人全部が暗黙のうちにやってきたのは第二の「壹」は全部まちがいで、昔も今もまちがいで、それで「臺」は昔も今も全部正しいという態度なのです。ところが私はこれに反対です。結論をいいますと、第三の立場、すなわち『三国志』では「邪馬壹國」が正しい、そして『後漢書』では「邪馬臺國」が正しいと考えるわけです。いいかえますと、三世紀では「邪馬壹國」が正しい、五世紀では「邪馬臺國」が正しいというわけです。ことに『三国志』の場合は、書かれた魏の時代と、書いた陳寿(～二九七)の西晋の時代とはほぼ同一の時代で、魏の時代にも陳寿は生きていたわけです。青年時代まで魏代(「蜀」に属する)です。ところがそれに対して『後漢書』の場合は、書かれた後漢の時代は一・二世紀であるけれども、書いた范曄は五世紀(～四四五)の人です。ここに非常に大きな問題があるわけです。

その場合に、この「邪馬臺國」というのを不用意に読んでいくと、後漢の時代の名前のように見えますが、よく『後漢書』全体を調べてみると、実はそうではない。といいますのは、『後漢書』の范曄が後漢における倭国の名前としてそこに書いている国名は別にある。つまり「倭奴國」(「牟奴国」)または「牟又国」です。後漢の光武帝の金印授与のときですね、これが一・二世紀時点の名前です。それが次の安帝のときの帥升の「生口献上」というようなときになりますと、このとき初めて「倭國」という国名が出てきているのであります。これが一・二世紀について『後漢書』が名づけた“名づけた”というより、後漢代の史料によっ

て書いた一 呼び方であります。それに対して「邪馬臺國」というのは、「後漢書』の最初に一 読者は五世紀です一 その読者に説明するときに出てくる国名である。だからこれは五世紀の国名と考えなければならない。そうすると、三世紀には「邪馬壹國」といわれていたのが、五世紀には「邪馬臺國」といわれるようになってきていた、というのが私の考えであります。

それを裏づけるものとして、もっとあとの史料に、いわゆる「倭」、つまり「^{たい}中」ですが、これを「^{たい}倭」と呼ぶようになってきている。つまり『隋書』倭国伝と普通いわれるのは、実はそうじゃなくて、あれは『隋書』^{たい}倭国伝である。この「^{たい}倭」はもう「タイ」としか読みようがない字なのです。『隋書』では「タイ」と呼ばれている。この点から見ると、五世紀の場合は「邪馬臺國」と呼ばれていた、という事実をバックにして范曄は書いた、こう見るのが史料に対する最も穏当な判定であると私には思われたわけです。だからこの点、「壹」は正しくて、「臺」はまちがいという論であるかのように一それは現実に日本のどこをさがしてもいまのところ存在しない意見なのですが一 私の意見をこの意見であるかのように錯覚して取り扱い、反論されると、これはもう全然論がかみ合うことはできません。

(松本清編・鈴木武樹始10名共著『邪馬臺國の常識』155～159頁。古田武彦著「邪馬壹國の史料批判」)

古田武彦氏は、その後も『続・邪馬台国のすべて一ゼミナール一』(昭和52年4月30日発行、朝日新聞社刊)において、今紹介した前半部分と同様の趣旨を述べておられます。

…(前略)…

『三国志』は、むしろかなりの数残っている部類に属します。そのかなりの数の版本どれをとりましたが、全部「邪馬壹國」である。中には「邪馬一国」と書いてあるものすらある。ところが「邪馬臺國」というのはまったくない。無論、「台」は当用漢字として使っているだけで、「臺」の代わりです。『三国志』に「邪馬臺國」とした版本はまったくないわけです。この事実を、私は重大に考えなければならないと思う。だから「邪馬壹國」という字面は、孤立しているどころか、『三国志』の全版本例外的ない表記事実である。これに対して、全版本ど

れ一つとして「邪馬臺國」という字面の版本はない。こういう史料事実をはっきり見つめていただきたい。だいたいどの版本にもないものを、“これは「邪馬臺國」の間違いだらう”などというのは、ずいぶん“大胆な”ことです。

(古田武彦始め7名共著『続・邪馬台国のすべて一ゼミナール一』10頁。古田武彦著「邪馬台國論争は終わった=その地点から」)

さらに古田武彦氏は『邪馬一国の証明』(昭和55年10月20日発行、角川書店刊)において、国名が変化した状況について、次のとおり簡潔に説明しています。124ページからの抜粋です。

(三)『隋書』『梁書』『北史』『通典』『太平御覽』等、七、八世紀以降の各種唐宋代史書類に「邪馬臺國」とある、『三国志』の原形にもそのようにあった証拠だ、という論。

これは三世紀と七、八世紀との間に、五世紀の『後漢書』が存在することを忘れた議論ではあるまいか。三世紀の「邪馬壹國」は五世紀において「邪馬臺國」という国名へと、いわば拡大して継承された(「壹=倭」→「臺=大倭」第二書六九ページ参照)。それゆえ、七、八世紀以降の唐宋代史書類がこれ(後者)によって記録したのは当然だ。「日本の神武天皇」「中国の孔子」といって怪しまないように、古い名称を後代名称によって“置換”して表記する。これは中国史書でも慣例的な手法なのである(第二書七六ページ参照)。それゆえ、これもまた、何等わたしへの反論となれない性質の問題であるというほかない。

…(後略)…

(『邪馬一国の証明』124頁。)

(石田注：第二書とは古田武彦著『失われた九州王朝』のこと。)

私は以前に『古事記』と『日本書紀』を比べて、『古事記』の「石」が『日本書紀』では「磐」に置換されていることを示しました。たとえば『古事記』の「石位、石長比売、鳥之石楠船神、石筒之男神、石柝神」はそれぞれ「磐座、磐長姫命、天磐樟船、磐筒男神、磐裂神」と記述されています。つまり記述された時点の常用語に替えたということでしょう。

それを記述している時代の言葉に替えたという意味では、『三国志』の「邪馬壹国」を『後漢書』の「邪馬臺国」に替えたということと同じ記述方法だと思います。

その後、古田武彦氏は『三国志』と『後漢書』の記述を比較して「邪馬壹国」と「邪馬臺国」の国の広がり異なることを示されました。

平成10(1998)年9月26日(土)、大阪府豊中市の豊中解放会館で開催された「〔古代史再発見第2回〕王朝多元－歴史像」の講演から関係部分を抜粋します。

…(前略)…

『三国志』

…邪馬壹國女王之所都…可七萬餘戸自女王國…

…邪馬一國は女王の都するところ…戸は七万余戸なるべし

『三国志』は、女王の都する所を言っている。戸数七万戸という、たいへんな広がりでしょう。そのたいへんな広がり国を邪馬壹国と呼んでいる。都全体である。

『後漢書』

…其大倭王居邪馬臺國、

…その大倭王、邪馬台国に居す…

ところが『後漢書』では、そうではない。つまり倭国の中心、代々の大倭王の住んでいるところは「邪馬台国」というところだと言っている。大倭王一人がいるところが主語となっているです。この場所を、「邪馬臺国」だと言っている。

…(中略)…

しかもこの場合大事なことがある。『後漢書』は、『三国志』より百五十年あとに書かれた。当然『後漢書』を書いた范曄という学者も『三国志』を読んでいる。また『後漢書』の読者である中国のインテリも、もちろん『三国志』を読んでいる人が読者になる。その場合『三国志』を見てみると、そこにはきちんと帯方郡からの方角と里程が書いてある。ところが『後漢書』には、方角と里程が書いてない。これは何か。方角と里程なしの国に変化したのか。そんなことはない。つまり方角と里程はきちんと『三国志』に書いてありますので、重ねて書くことは致しません。ただ『三国志』には、七万戸の邪馬一國という政治地名が書いて

ある。七万戸という大変な広がりを持った地域である。ところが『三国志』では大倭王のいるところが書いていない。中心の場所が書いていない。玄閔の不弥国に入った。都はその南にある。都の領域に入ったことで満足している。それを一歩突き進んで新しい情報を提供します。それは「邪馬臺」と呼ばれている所です。だから『三国志』の倭人伝と場所は同じ場所である。ただその場所を指す場合、広域を指すか狭い領域を指すか。その違いだけにすぎない。ということが分かってきた。

…(中略)…

正史ですから、正史Bは以前に書かれた正史Aを無視して書くことは許されない。当然正史Aを土台にして、前提にして、それにないプラスを書き加えるのがルールである。以前の正史を、そんなものは私は知らんよ。私が書いたものではないのだから、勝手に書くよというものではない。そういう書き方はしない。当然といえば当然である。そういうルールが成立している。言葉でいえば「承前叙述・継史書」である。わたしはそういう名前で呼んでおきます。

…(後略)…

(インターネットホームページ「新・古代学の扉」、幾山河(電子書籍)－「王朝多元」)

これまで多くの引用を使って、『三国志』版本では「邪馬壹国」、『後漢書』等版本では「邪馬臺国」であることを古田武彦氏が主張してきたことを、この安本美典氏はその著書『古代九州王朝はなかった』において古田武彦氏が「邪馬壹国」の「壹」が正しく「臺」は間違っていると主張しているかのように曲解して古田説を批判していることを述べてきました。

しかも、いかにも古田武彦氏が『三国志』の版本の一つである紹熙本のみを調べているかのように矮小化している記述方法は、間違っています。

最初に述べたように、安本美典氏は邪馬台国東遷説ですから、7世紀末まで九州王朝があったとする古田説とは全く相容れないために、このような記述方法をとられたと思います。しかし残念ながら当を得たものではありませんでした。

前号に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
 - (1) 『群書類従』編
 - (2) 『全国神社名鑑』編
 - (3) 『全国寺院名鑑』編
 - (4) 『全日本仏教全書』編
 - (5) 『山岳宗教史研究叢書』編
 - (6) 『神道大系』編

古代逸年号資料(7)

瀬戸市 林 伸禧

4 古代逸年号資料

(7) 『大日本地誌大系』編

逸年号採集状況は、別表8-1(編纂順)・別表8-2(逸年号順)のとおりである。

大日本地誌大系^{*1}は数次にわたって発行されているが、古代逸年号収集の対象としたのは、昭和45年、雄山閣が創業55周年記念として発行された書物である。そのうち、『御府内備考』及び『新編武蔵風土記稿』を除く12地誌を閲覧して収集した。

特徴的なのは、年干支が記載されている古代逸年号は151個中22個と、『群書類従』・『神道大系』等の全集と比較して、年干支が1/2以下で少ないことである。地誌の著者・編者が意識的に年干支を削除したためかとも推測される。

逸年号に関して留意すべき事項があり、その状況は次のとおりである。

ア 『三国地志』第1巻256頁の「白鳳2年 壬申」について

『三国地志』及び他の書物に掲載されている『神宮雑事記』(『太神宮諸雑事記』)、及び年号・年干支を表にすると、次のとおりである。

◎引用文

【神宮雑事記】曰、天武天皇白鳳二年、^{壬申}太政大臣大伴皇子企謀反、擬奉誤天皇、……、

彼合戦之日、天皇勝御^{世利}、仍御即位二年^{癸酉}九月十七日、天皇参詣於伊勢皇大神宮^{志天}令申御祈給^{倍利}。……、件記文両端也。^{記日本紀也。}

白鳳四年^{乙亥}秋九月十三日、多基子内親王参入於大神宮^{倍利}、(下線は筆者。以下同じ。)

◎『群書類従』第1輯74頁(『太神宮諸雑事記第一』)

天武天皇。

白鳳二年^{壬申}太政大臣大伴皇子企謀反擬奉誤天皇。……。

彼合戦之日。天皇勝御^{世利}。仍御即位二年^{癸酉}九月十七日。天皇参詣於伊勢皇大神宮^{志天}令申御祈給^{倍利}。……、件記文両端也。^{記日本紀也。}

白鳳四年^{甲戌}秋九月十三日^仁多基子内親王参入於太神宮^{倍利}。

◎『神道大系』神宮編一316頁『太神宮諸雑事記』

天武天皇。

白鳳元年^{壬申}^①、太政大臣大伴皇子、企謀叛^③、擬奉誤天皇。……。

彼合戦之日、天皇勝御^{世利}。仍御即位二年^{癸酉}九月十七日、天皇参詣於伊勢皇大神宮^{志天}令申御祈給^{倍利}。……、件記文両端也。^{記日本紀也。⑫}

白鳳四年^{乙亥}^⑭秋九月十三日^仁^⑯多基子内親王参入於太神宮^{倍利}。

① 眞本・益本・群本に二とあるのは誤寫。

② 一略一。③ 眞本・益本・群本、反。④ ~

⑪ 一略一。⑫ 日本書紀に、天武天皇、元年

六月辛酉朔……丙戌、且於朝明郡迹太川

邊望拜天照太神とあり。中本に日本記とあるのは誤寫につき、益本・群本に因りてこれを改む。

⑬ 一略一。⑭ 眞本・益本・群本に

^{甲戌}とあるのは誤寫であろう。⑮ 一略一。⑯

日本書紀に、天武天皇、三年冬十月丁丑朔

乙酉、大來皇女自泊瀬齋宮向伊勢神宮とあり。

※校注者はすべて神宮文庫所蔵本を基に注釈し

*1 江戸時代に作成された地誌類を集め刊行した全集。主に、江戸幕府、各藩が命じて作成されたものを収集している。この全集の特徴として、新旧地名対照表(江戸時代の村名・字名→昭和40年代の市町村の町名)を附録として作成している事である。

ている。
 真本：名古屋市真福寺本の書写本、(-)991号。
 益本：黒瀬益弘神主書写本、(-)996号。
 群本：群書類従本の写本(-)7769号。
 中本：中田氏旧蔵本、(-)996号。底本とした。

「太神宮諸雑事記の年号・干支対照表」から、次のことが判明した。

- ・群書類従本は、皇代記の白鳳年号及び即位年と比較して各々一年ずれている。
- ・神道大系本は、皇代記の白鳳年号と同じであるが、即位年が壬申年で一年ずれている。
- ・三国地誌本は、「群書類従本」と「神道大系本」との中間に位置している。
- ・以上から、書写の流れは「群書類従本→三国地誌本→神道大系本」と推測され、元本は群書類従本と思われるが、『三国地誌』引用文を尊重してそのまま掲載する。

イ 『三国地誌』第1巻12頁の「朱雀3年乙酉」について
 『三国地志』及び他の書物に掲載されている

『寶基本紀』（『造伊勢ニ所太神宮寶基本記』）は、次のとおりである。

◎引用文

【寶基本紀】曰、天武天皇朱雀三年己酉九月十日、二所大神宮之御遷宮事、廿年一度所被造加也。

◎『続群書類従』第一上68頁（『造伊勢ニ所太神宮寶基本記』）

天武天皇朱雀三年乙酉九月十日。依右大臣宣。奉勅。伊勢二所太神宮御神寶物等。差勅使被奉送畢。宣旨状僞。二所太神宮御遷宮事。

- ・朱雀三年は『皇代記』・『二中歴』とも存在しない。
- ・「己酉」年は天武紀に存在しない。己酉年は649（大化五）年の孝徳6年、ないし709（和銅二）年の元明3年である。
- ・「乙酉」年は天武14（685）年で、『二中歴』の朱雀二年にあたる。朱雀元年は癸未年で、『二中歴』の朱雀元年甲申と比較すると、

太神宮諸雑事記の年号・干支対照表

西暦	干支	日本書紀	皇代記	太神宮諸雑事記		
				群書類従	三国地誌	神道大系
671	辛未	天智十年 (天智天皇崩)	—	—		
672	壬申	天武元年 (壬申の乱)	白鳳元年	白鳳二年壬申 (元年辛未)	白鳳二年壬申 (元年辛未)	白鳳元年壬申 (元年壬申)
673	癸酉	天武二年 (天武天皇即位)	白鳳二年	即位二年癸酉 (即位年壬申)	即位二年癸酉 (即位年壬申)	即位二年癸酉 (即位年壬申)
674	甲戌	天武三年 (大來皇女向伊勢神宮)	白鳳三年	白鳳四年甲戌 (元年辛未)	—	—
675	乙亥	天武四年 (十市皇女等参赴伊勢神宮)	白鳳四年	—	白鳳四年乙亥 (元年壬申)	白鳳四年乙亥 (元年壬申)

注1 『太神宮諸雑事記』の表は年干支を基に作成した。

2 『日本書紀』での記載状況は、次のとおり。

- (1) 大伴（大友）皇子の謀叛は天武元年（壬申）としている。
- (2) 天武天皇元年、六月辛酉朔、……、丙戌、旦、於朝明郡迹太川辺、望拜天照太神。
- (3) 天武天皇二年、二月丁巳朔癸未、天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮。
- (4) 天武天皇三年、冬十月丁丑朔乙酉、大來皇女、自泊瀨齋宮、向伊勢神宮。
- (5) 天武天皇四年、二月乙亥朔、……、丁亥、十市皇女・阿閉皇女、参赴於伊勢神宮。

3 「多基子内親王」は不詳であるが、多紀（託基、当耆）皇女は存在する。（『日本書紀』には、「朱鳥元年夏四月甲午朔、……、丙申遣多紀皇女・山背姫王・石川夫人於伊勢神宮」と記載有り。）

4 『太神宮諸雑事記』の解説については、『群書類解』第一上・『神道大系』神宮編一の解説を参照。

1年ずれている。

- ・以上から、「己酉」は「乙酉」の誤書写と思われ訂正する。

ウ 『摂陽群談』247頁の「定居庚午」について

『摂陽群談』に引用されている『太子傳撰集抄』は、次のとおりである。

◎引用文

【太子傳撰集抄】云、……。御書遣し給ふ。其御詞云、……

日数経て行なふ法の指南とて、先立人を西にみちひけ、

つかへてしそのいにしへを忘れずは、我かなす態に障あらずな

定居^{庚午}年、推古天皇十八年

二月十四日

佛子勝曼

進上 本師利生院

- ・『二中歴』での「定居」年号は推古19年辛未（611年）～推古25年丁丑（617年）の7年間である。
- ・庚午年は、定居元年の前年（光元6年庚午）に当たり、「定居元年庚午」とすれば、1年ずれていることになる。他の文献にも1年ずれているのもあるので、「定居元年庚午」と訂正する。
- ・なお、庚午年は推古18年にあたり、書写者が推古18年と記述されたのではないかと推測する。

エ 『近江国輿地史略』2巻290頁の「天武天皇白鳳九年辛己」について

◎引用文

○大音村 ……

○大音大明神社 大音村にあり。縁起に曰。

……又人皇四十代天武天皇白鳳九年辛己氏を伊香宿禰豊厚と改め賜て則此地に封す。

- ・「辛己」という60干支無し。「辛、己」は十干である。
- ・「己」は「巳」の誤写とすれば、天武天皇白鳳九年辛巳（元年癸酉）となる。

・『皇代記』の天武天皇白鳳九年甲辰（元年壬申）と比較して一年ずれていることになる。

・『二中歴』においては、天智天皇白鳳九年己巳（元年辛酉）である。

・よって、次の2説が考えられるが、決め難い。

①天武天皇白鳳九年辛巳（元年癸酉）：『皇代記』年号と一年ずれで一致する。

②天智天皇白鳳九年己巳（元年辛酉）：『二中歴』年号と一致する。

ひろば

書評三題

知多郡阿久比町 竹内 強

1 尾関 章著『両面の鬼神—飛驒の宿禰伝承の謎—』(勉誠出版、2009年6月発行)

尾関氏は岐阜県関市で高校の教師をされているかたわら、古代史に関する論文を発表されている。両面宿禰に関する論文は、これまで『東アジアの古代文化』125号（2005年秋）、134号（2008年冬）の二度発表され、私も読まさせてもらいおおいに刺激を受けた。

この本は、先の2つの著作の延長である中国の鬼神蚩尤にその起源を求めようとした点が特徴的であった。さらに鉄文化の関連で飛驒の歴史を捉えている点も読み応えがある。和歌山市にある岩橋千塚古墳群のひとつ大日山35号墳から出土した「顔が二つある人物埴輪」と両面宿禰との関係が推測されている。

両面宿禰についての研究書としては必読であると思う。

2 草野善彦著『消された日本古代史を復原する—マルクス主義の古代国家形成論にたつて—』(本の泉社、2009年7月発行)

草野氏は「多元的古代研究会」の会員で、古田武彦氏を囲み開かれる八王子「大学セミナー」で一昨年お会いしましたことがあり、この本が発行されるときも案内の葉書をいただいた。

400ページをこえる本で読み応えがあります。江戸末期の本居宣長から水戸学派の思想、そして明治維新政府へと続く体系が天皇一元史観であり、そこから戦後の民主主義教育でも古代史については一元史観から抜け出せずにいる。マルクス主義を標榜する歴史学者もその例外ではないことを明らかにしている。そうした中でそれを打ち破るのは多元史観であり、古田史学である事を様々な事例を挙げて明確にしている。

3 松本猛・菊池恩恵著『失われた弥勒の手—安曇野伝説—』(講談社、2008年4月発行)

古代史をテーマにしたミステリーである。松本猛氏は安曇野にある「ちひろ美術館」の館長で岩崎ちひろの長男です。大学では古代美術史を専攻したとのこと。

私がこの本を知ったのは、糖尿病で十数年前視力をなくした大学時代の友人と去年の12月再会した時、私が古代史に興味があることを知り「声のライブラリー」で読んだというこの本を紹介してくれたのだ。さっそく図書館で借り、読んでびっくりした。

内容は、八面大王伝説と安曇氏の関係、安曇野から北部九州、対馬そして朝鮮半島へとつながる古代史の流れを安曇野の寺で発見された腕のない弥勒菩薩像を探る中で展開されていく小説です。

古田武彦氏が明らかにした八面大王=八女の大王=筑紫の君説をまったく違う観点から同じ結論に到達しているのは興味深い。

12月例会報告

○ 『神道大系』に掲載されている古代逸年号について

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」112号(平成21年12月)に投稿した、『神道大系』に記載されている古代逸年号について説明した。そして、誤りと見受けられているのを校訂した状況を説明した。

参考資料として、逸年号・年数・年干支を確認するため作成した「古代逸年号年表」の内容

を説明した。その中で、「Ⅱ型：皇代記型」と「Ⅲ型：二中歴型」とにおいて、年号の名称が重複しているため、書写する段階で混乱しているのが見受けられたのを報告した。(重複状況は「重複年号一覧」参照)

また、全集としての『神道大系』の概要を説明した。

重複年号一覧

日本書紀 (天皇・年数)	西暦(干支)	Ⅱ型 皇代記型	Ⅲ型 二中歴型
孝徳	8 652 (壬子)	白雉 3年	白雉 1年
	9 653 (癸丑)	白雉 4年	白雉 2年
	10 654 (甲寅)	白雉 5年	白雉 3年
天武	1 672 (壬申)	白鳳 1年	白鳳 1 2年
	12 683 (癸未)	白鳳 1 2年	白鳳 2 3年
	15 686 (丙戌)	朱鳥 1年	朱鳥 1年
持統	1 687 (丁亥)	朱鳥 2年	朱鳥 2年
	8 693 (癸巳)	朱鳥 8年	朱鳥 8年
文武	1 695 (乙未)	大化 1年	大化 1年
	4 698 (戊戌)	大化 4年	大化 4年

古代逸年号の原形論として、次の2説が唱えられている。

・丸山晋司説

『二中歴』の年号群の内、「継体、朱鳥」を除き、「大化」の次に「大長」を加えた年号群で、「大宝」に続くとしている。また、「仁王12年」は「仁王6年、聖徳6年」とし、「兄弟」年号は異説の1年としている。なお、年号の名称は王代記・皇代記等に掲載されている多数派の名称としている。

・古賀達也説

『二中歴』の年号群の内、「大化」を「6年」から「9年」とし、「大長9年」を加えて元明紀まで続くとした。すなわち、「大宝・慶雲・和銅」年号と並列するとした。「兄弟」年号は、異説の1年としている。なお、「聖徳」年号については、存在の有無を保留されている。

「法興」年号の通用期間は、次のとおりとした。

『釋日本紀』所引き『伊予国風土記逸文』の「記日法興六年十月歳在丙辰（元年辛亥）」及び『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月（元年辛亥）」から、法興元年は辛亥年の崇峻4（591）年とした。

また、『釈迦三尊像光背銘』の「法興元卅一年歳次辛巳十二月鬼前太崩明年正月廿二日……翌日法皇登瑕」から法皇の崩年、法興元卅二年までとした。

※『釈迦三尊像光背銘』原文は、古田武彦著『古代は輝いていたⅢ』引用（230頁）の「『飛鳥・白鳳の在銘金剛仏』（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編による）」によった。

○「金印の読み方」久米雅雄氏の講演を聴いて 知多郡阿久比町 竹内 強

12月11日（金）に中京大学文化市民会館にて開かれた古代遊学会主催の講演会の内容を報告した。

久米雅雄氏（大阪芸術大学客員教授）は中国印章学の専門家でそれ以前は大阪府文化財保護課専門官として考古物の発掘などにも携わって来たとのことでした。

志賀の島で発見された金印の印文「漢委奴国王」は江戸時代上田秋成等は「かんのいとこくおう」と読んでいたが明治25年三宅米吉による「かんのわのなのこくおう」という読みが登場し、これが通説となっている。

久米氏は中国出土の金印をたくさん調べたが国名分断的な読みはないこと。「魏志倭人伝」には「伊都国王」の記載はあるが「奴国王」の記載はない。など三宅説が成立しないことを説明し、この印が伊都国内（糸島半島内その周辺）の弥生時代の王墓の中にあつたものを何者が志賀島に埋め直したのではないかと説明した。

この説は古田氏の最近の金印についての論説と合致している。

しかし、邪馬台国論については女王国と邪馬台国は違う国で邪馬台国は近畿にあると説明した。この点についてはよく理解できなかった。

○『日本書紀』（継体紀～持統紀）に於ける 「初・始」について

瀬戸市 林 伸禧

前回に引き続いて、『日本書紀』における「始」の解釈について、日本古典文学大系『日本書紀』での読下し文を孝徳紀まで検討した。

その結果、より適切な読下しが出来ると判明した。

なお、今回は日本古典文学全集（小学館発行）の読下し文を添付して、併せて比較検討した。

1月例会に参加を

日時： 1月17日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

2月例会：2月21日（日）名古屋市市政資料館
3月例会：3月21日（日）名古屋市市政資料館
例会は、2・3月とも**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

